

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成の手引

目次

1	制度の概要	1
2	対象者	1
3	報告対象	1
4	提出期間	2
5	提出方法及び提出先	2
	（１）ちば電子申請サービス	2
	（２）郵送又は持参（紙提出）	2
6	報告書様式	3
7	記載例	5
	＜具体例１（中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト）＞	7
	＜具体例２（積替保管場を経由した場合のマニフェスト）＞	8
	＜具体例３（建設廃棄物のマニフェスト）＞	9
8	参考	10
	＜日本標準産業分類＞	10
	＜産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数＞	12
	＜表にない主な産業廃棄物の分類＞	13
9	問い合わせ先	14

千葉県環境生活部廃棄物指導課

1 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき産業廃棄物管理票の交付者（以下「事業者」という。）は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）」（以下「報告書」という。）を作成し、千葉県知事へ提出することが必要です。

なお、電子マニフェストを利用する事業者にあつては、情報処理センターが集計して千葉県知事に報告を行うため、報告書を提出する必要はありません。

2 対象者

千葉県内（千葉市、船橋市又は柏市を除く。以下同様。）に事業場が所在し、マニフェストを交付した事業者（中間処理業者を含む。）

※千葉市内、船橋市内又は柏市内に事業場が所在する場合は、それぞれの市に報告書を提出してください。

千葉市 産業廃棄物指導課 TEL 043-245-5682

船橋市 廃棄物指導課 TEL 047-436-3810

柏市 産業廃棄物対策課 TEL 04-7167-1696

3 報告対象

- ・ 前年度に交付したマニフェストの交付等の状況
- ・ 千葉県内に事業場が複数存在する場合には、それぞれに対して報告が必要（ただし、設置が短期間又は所在地が一定しない事業場にあつては、とりまとめて報告してください。）

4 提出期間

4月1日から6月30日まで

5 提出方法及び提出先

(1) ちば電子申請サービス

千葉県ホームページの「ちば電子申請サービス」から手続きを行ってください。
報告者は「ちば電子申請サービス」画面の案内に従い、必要事項を入力し、作成した報告書（エクセル（xls）ファイル又はPDF ファイル）を添付し、電子届出として送信します。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41282



(2) 郵送又は持参（紙提出）

様式第三号（法定様式）を提出してください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

<留意事項>

1. 押印は不要です。
2. 交付したマニフェストやその写しなど添付書類は不要です。
3. 控えの受付・返送は行いません。控えが必要な方は事前に、写しをとってから提出してください。
4. 提出記録を残したい場合は、簡易書留、レターパックなどの方法で提出してください。到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
5. 機械の読み取りに支障の無いよう、他の自治体の様式や提出したものの流用をせず、ホームページから様式をダウンロードしてください。

6 報告書様式

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>



産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)										令和 年 月 日
千葉県知事 殿										
報告者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号										
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。										
事業場の名称		事業場の所在地		事業場の種類		事業場の電話番号		事業場の住所		事業場の住所
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬受託者の電話番号	運搬先の住所	運搬先の電話番号	処分受託者の氏名又は名称	処分受託者の電話番号	処分場所の住所
1										
2										
3										
4										

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

事業場の名称		管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先 の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所	住所
番号	産業廃棄物 の種類	排出量 (t)							
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

備考

1 この別紙は様式第三号の記載に当たって行数が足りない場合に使用することができる。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。

2 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。

注) 別紙は1枚目（様式第3号）に収まらない場合に使用してください。

様式第二号（第八条の二第七項関係）

令和 7 年 4 月 30 日

千葉県知事殿

千葉県市、船橋市又は柏市の区域に事業場がある場合はその市に提出

千葉県工業 建設工事等、短期間の現場が複数ある場合（備考2を参照）は、「事業場名称」を「千葉県内管轄工事」、「事業場の所在地」を「千葉県管轄区域内」と記入してください。

報告者住所名 千葉県千葉市中央区新大塚一丁目1番1号

電話番号 043-260-8667

実績年度を記入 260-8667 千葉県千葉市中央区新大塚一丁目1番1号

原則、法人名及び法人代表者氏名のみ記入 押印は不要

日本標準産業分類の中分類の名称を記入してください。 建設工事 建設工事 建設工事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書

許可証に記載されている下6桁の番号を記入してください。 建設工事 建設工事 建設工事

事業場の番号	事業場の名称	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	業種	電話番号	処分受託者の氏名又は名称	処分の場所	住所
1	コンクリートから	10	501234△	(有)△△環境	210-0000 神奈川県〇〇市〇×0-1-23	建設工事	0123△4	(株)△△グリーン	/	/
2	廃油	0.2	1	自己運搬した場合	210-0000 神奈川県〇〇市〇×0-1-24	建設工事	012△34	(株)〇×化学	/	/
3	金属くず	15	201△234	(株)△△工業	200-0000 千葉県〇〇市〇×100-1	建設工事	△01234	(株)△△興業	/	/
4	金属くず	6.3	10△1234	□□清掃(株)	200-0000 千葉県〇〇市〇×333	建設工事	△01234	エコ〇〇(株)	/	/

同じ種類であっても、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて入力

マニフェストの「運搬先の事業場（処分事業場）」欄に記入された住所 ※運搬受託者の所在地ではありません

通常は運搬先と同じなので、記入は不要（備考6を参照）

運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

事業場の名称		管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
5	廃プラスチック類	10	1 1234** 区間1	(株) ○○運輸	260-0000 千葉県××市××1-2-3		区間委託の場合、積替え保管場所を記入	
5	区間委託の場合、区間ごとに段を設ける		2345** 区間2	(株) □□海運	889-0000 宮崎県□△郡□△町□△3-4-5			
5			3456** 区間3	◎◎陸運(株)	889-0000 宮崎県○×郡○×町○×5-6-7	4567**	○◎施設(株)	
6	がれき類(石綿含有)		石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物は別に記入。	(株) □□運輸	260-0000 千葉県××市××1-2-3	4568**	○◎興産(株)	
7	照明機器(水銀使用製品)	1	1 234***	(株) 海運●●	889-0000 宮崎県□△郡□△町□△3-4-5	4569**	○◎設備(株)	
8	ばいじん(水銀含有)	2	4 345***	◎◎回運(株)	889-0000 宮崎県○×郡○×町○×5-6-7	4570**	○◎建材(株)	
9								
10								

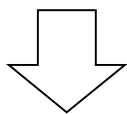
備考

- この別紙は様式第三号の記載に当たって行数が足りない場合に使用することができる。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
- 事業場の名称には、報告書(様式第三号)と同じ名称を記入すること。

<具体例1（中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト）>

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	氏名又は名称 千葉 太郎		交付担当者 氏名 千葉 太郎
事業場（排出者）	氏名又は名称 凸凹食品工業(株) 住所 〒260-8667 千葉県〇〇市〇×1-2-3 電話番号 047-1234-5678		名称 凸凹食品工業(株) 〇〇工場 所在地 〒222-2222 電話番号 047-1234-5678 千葉県△△市△△4-5-6
産業廃棄物	☒ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位) 4t ② 荷姿 バラ 産業廃棄物の名称 魚腸骨 有害物質等 処分方法 焼却 備考・通信欄	☐ 0101 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0201 汚泥 ☐ 1300 プラスチックくず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 腐油(有害) ☐ 0301 廃油 ☐ 1400 紙くず ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0401 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 腐油(有害) ☐ 0501 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0601 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0701 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃油(有害) ☐ 0801 木くず ☐ 1901 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ ☐ 0901 繊維くず ☐ 7421 廃石棉等 ☐ ☒ 1001 動植物性残さ ☐ 7422 特定下水汚泥 ☐ ☐ 1101 ゴムくず ☐ 7423 紙くず(有害) ☐
中間処理産業廃棄物	☐ 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 XX処理センター ☐ 委託契約書記載のとおり 神奈川県XX市〇×4-5-6 045-111-2222 ☒ 当欄記載のとおり		
運搬委託者	氏名又は名称 (有)△△環境 ③ 住所 〒111-2345 電話番号 043-111-2222 千葉県△△市××7-8-9	名称 〇〇有機(株)〇×事業所 ④ 所在地 〒210-0000 電話番号 044-111-2222 神奈川県〇〇市〇×0-1-23	
処分受託者	氏名又は名称 〇〇有機(株) ⑤ 住所 〒210-0000 電話番号 044-222-3333 神奈川県〇〇市△△4-5-6	名称 所在地 〒 電話番号	
報告者	氏名 (有)△△環境 山本 〇郎	平成 年 月 日	数量(及び単位)
処分担当者	氏名	年 月 日	

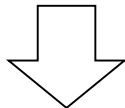


報告者 住所 260-8667 千葉県〇〇市〇×1-2-3 氏名 凸凹食品工業(株) 代表取締役 凸凹太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 ×××(△△△)〇〇〇〇									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称 凸凹食品工業(株)〇〇工場						業種 食品製造業			
事業場の所在地 千葉県△△市△△4-5-6						電話番号 ×××(△△△)〇〇〇〇			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	動植物性残さ ①	4 ②	1	01234△	(有)△△環境 ③	210-0000 神奈川県〇〇市〇×0-1-23 ④	01234△	〇〇有機(株) ⑤	

許可番号はマニフェストに記載されていないので、契約書や許可証で確認する

<具体例2（積替保管場を経由した場合のマニフェスト）>

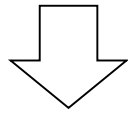
産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票			
交付者	氏名又は名称 凸凹電力(株)	事業場	名称 凸凹火力発電所
住所	〒260-8667 千葉県〇〇市〇〇1-2-3	所在地	〒222-2222 千葉県〇〇市〇〇4-5-6
種類	もえがら	数量(及び単位)	10t
産業廃棄物の名称	石炭灰	有害物質等	1t以下
処分方法	管理型埋立		
中間記録	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)		
処分記録	名称/所在地/電話番号		
処分場所	〇〇処分場 宮崎県〇〇郡〇〇5-6-7 0983-77-8888		
運搬先	氏名又は名称 (株)△△運輸	運搬先	名称 XX港XX埠頭△△倉庫
住所	〒260-0000 電話番号 043-123-1234	所在地	〒260-0000 電話番号 043-223-2111
千葉県〇〇市〇〇4-5-6		千葉県XX市XX1-2-3	
運搬先	氏名又は名称 (株)□□海運	運搬先	名称 □△港 □△岸壁
住所	〒899-0000 電話番号 099-66-7777	所在地	〒899-0000 電話番号 0993-55-6666
鹿児島県〇〇市〇〇7-8-9		宮崎県□△郡□△町□△3-4-5	
運搬先	氏名又は名称 ◎◎陸運(株)	運搬先	名称 〇〇処分場
住所	〒890-0000 電話番号 0984-88-9999	所在地	〒899-0000 電話番号 0983-77-8888
宮崎県◎◎市◎◎1-2-3		宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇5-6-7	
運搬先	氏名又は名称 〇〇興業(株)	運搬先	名称 〇〇処分場
住所	〒890-0000 電話番号 0984-33-4444	所在地	〒899-0000 電話番号 0983-77-8888
宮崎県〇〇市〇〇4-5-6		宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇5-6-7	
報告者	氏名 (株)△△運輸 太田〇助	運搬先	数量(及び単位)
住所	〒260-8667 千葉県〇〇市〇〇1-2-3	所在地	数量(及び単位)



報告者									
住所 260-8667 千葉県〇〇市〇〇1-2-3									
氏名 凸凹電力(株) 代表取締役 凸凹次郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)									
電話番号 ×××(△△△)□□□□									
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称 凸凹火力発電所						業種 電気業			
事業場の所在地 千葉県〇〇市〇〇4-5-6						電話番号 ×××(△△△)□□□□			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	燃え殻	10	1	01234△	(株)△△運輸	210-0000 千葉県××市1-2-3			
1					(株)□□海運	889-0000 宮崎県□△郡□△町□△3-4-5			
1					◎◎陸運(株)	889-0000 宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇5-6-7	01235	(株)〇〇興業	

<具体例3（建設廃棄物のマニフェスト）>

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A)										登録番号 ΔΔ-2-14																																																																							
交付者 住所 〒261-0001 千葉県千葉市中央区市場町10-10 氏名又は名称 ΔΔ建設(株) 電話番号 043-223-2656		事業場(作業者) 所在地 〒261-0001 千葉県XX市ΔΔ2-1-1 名称 ΔΔ建設(株)○○新築工事事務所 電話番号 047-XXX-XXXX		受け手 住所 〒261-0001 千葉県千葉市中央区市場町10-10 氏名又は名称 ΔΔ建設(株) 電話番号 043-223-2656		検査・確認 年月日 年 月 日		検印又はサイン (B1検) (B2検) (D検) (E検)		検印又はサイン (B1検) (B2検) (D検) (E検)																																																																							
産業廃棄物の種類 (単位:t, kg, m ³)										形状																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受入品目</th> <th>数量</th> <th>受入品目</th> <th>数量</th> <th>受入品目</th> <th>数量</th> <th>受入品目</th> <th>数量</th> <th>受入品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01 コンクリートがら</td> <td></td> <td>07 混合(安定型のみ)</td> <td></td> <td>11 建設汚泥</td> <td></td> <td>17 石砕含有産業廃棄物</td> <td></td> <td>21 廃石綿等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>02 アスコンがら</td> <td></td> <td>08 石砕含有産業廃棄物</td> <td></td> <td>12 紙くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>03 その他がれき類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13 木くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>04 ガラス・陶磁器くず</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>14 繊維くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>05 廃プラスチック類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15 廃石膏ボード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06 金属くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16 混合(管理型含む)</td> <td></td> <td>総重量又は総容量</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										受入品目	数量	受入品目	数量	受入品目	数量	受入品目	数量	受入品目	数量	01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石砕含有産業廃棄物		21 廃石綿等		02 アスコンがら		08 石砕含有産業廃棄物		12 紙くず						03 その他がれき類				13 木くず						04 ガラス・陶磁器くず	4			14 繊維くず						05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード						06 金属くず				16 混合(管理型含む)		総重量又は総容量	4			① 固形状 ② 液状 ③ 粉状 ④ 塊状 ⑤ 繊維状 ⑥ 粉じん状 ⑦ 塊状	
受入品目	数量	受入品目	数量	受入品目	数量	受入品目	数量	受入品目	数量																																																																								
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石砕含有産業廃棄物		21 廃石綿等																																																																									
02 アスコンがら		08 石砕含有産業廃棄物		12 紙くず																																																																													
03 その他がれき類				13 木くず																																																																													
04 ガラス・陶磁器くず	4			14 繊維くず																																																																													
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード																																																																													
06 金属くず				16 混合(管理型含む)		総重量又は総容量	4																																																																										
中間処理 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 産業廃棄物 及び 管理票の交付番号(登録番号)										1 経歴記載のとおり 2 書面記載のとおり																																																																							
最終処分(埋立処分、再生等)の場合(予定) 所在地/名称										① 委託契約書記載のとおり ② 当欄記載のとおり																																																																							
運搬委託者(収集運搬業者)(1)			運搬委託者(収集運搬業者)(2)			運搬先の事業場(処分委託者の処理施設)																																																																											
住所 〒222-3333 千葉県○○市ΔΔ1-2-3 氏名又は名称 ○○運送(株) 電話番号 047-111-2222			住所 〒 氏名又は名称 電話番号			所在地 〒359-0000 埼玉県所沢市○○丁目0-0 名称 (株)ΔΔ建設 処分場 電話番号 04-1111-2222																																																																											
1. 有 2. 無 ΔΔ1-1-1234 YXXXX(4+9)			1. 有 2. 無			処分方法 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 埋立型 4. 焼却 5. 焼却 6. 焼却 7. 焼却 8. 焼却																																																																											
処分委託者(処分業者)			処分委託者(処分業者)			処分委託者(処分業者)																																																																											
住所 〒359-0000 埼玉県所沢市○○丁目0-0 氏名又は名称 (株)ΔΔ建設 電話番号 04-1111-2222			住所 〒 氏名又は名称 電話番号			住所 〒 氏名又は名称 電話番号																																																																											
1. 有 2. 無			1. 有 2. 無			1. 有 2. 無																																																																											



報告者 住所 260-0001 千葉県中央区市場町10-10 氏名 ΔΔ建設(株) 代表取締役 凸凹三郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 XXX(ΔΔΔ) XXXX									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称 千葉県内管轄工事						業種 総合工事業			
事業場の所在地 千葉県管轄区域内						電話番号 XXX(ΔΔΔ) XXXX			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬委託者の許可番号	運搬委託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分委託者の許可番号	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	20	5	01234Δ	○○運送(株)	359-0000 埼玉県所沢市○○丁目0-0	012Δ35	(株)ΔΔ興業	

複数の工事現場の交付状況を合算して記入すること。

8 参考

＜日本標準産業分類＞

日本標準産業大・中分類一覧（第 14 回改定）

A 農業、林業	29 電気機械器具製造業
01 農業	30 情報通信機械器具製造業
02 林業	31 輸送用機械器具製造業
B 漁業	32 その他の製造業
03 漁業（水産養殖業を除く）	F 電気・ガス・熱供給・水道業
04 水産養殖業	33 電気業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	34 ガス業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	35 熱供給業
D 建設業	36 水道業
06 総合工事業	G 情報通信業
07 職別工事業（設備工事業を除く）	37 通信業
08 設備工事業	38 放送業
E 製造業	39 情報サービス業
09 食料品製造業	40 インターネット附随サービス業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	41 映像・音声・文字情報制作業
11 繊維工業	H 運輸業、郵便業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	42 鉄道業
13 家具・装備品製造業	43 道路旅客運送業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	44 道路貨物運送業
15 印刷・同関連業	45 水運業
16 化学工業	46 航空運輸業
17 石油製品・石炭製品製造業	47 倉庫業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	48 運輸に附帯するサービス業
19 ゴム製品製造業	49 郵便業（信書便事業を含む）
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	I 卸売業・小売業
21 窯業・土石製品製造業	50 各種商品卸売業
22 鉄鋼業	51 繊維・衣服等卸売業
23 非鉄金属製造業	52 飲食料品卸売業
24 金属製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
25 はん用機械器具製造業	54 機械器具卸売業
26 生産用機械器具製造業	55 その他の卸売業
27 業務用機械器具製造業	56 各種商品小売業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業

58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業 J 金融業、保険業 62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） K 不動産業、物品賃貸業 68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの） M 宿泊業、飲食サービス業 75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業 O 教育、学習支援業 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 P 医療、福祉 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 Q 複号サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの） R サービス業（他に分類されないもの） 88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務 S 公務（他に分類されるものを除く） 97 国家公務 98 地方公務 T 分類不能の産業 99 分類不能の産業
--	--

<産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数>

産業廃棄物等の種類と体積（立方メートル）から重量（トン）への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数(t/ m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/ m ³)
燃え殻	1. 14	建設混合廃棄物	0. 26
汚泥	1. 10	管理型混合廃棄物	0. 26
廃油	0. 90	安定型混合廃棄物	0. 26
廃酸	1. 25	その他混合廃棄物	(注 2)
廃アルカリ	1. 13	シュレッダーダスト	0. 26
廃プラスチック類	0. 35	電池類（水銀使用製品）	1. 00
紙くず	0. 30	照明機器（水銀使用製品）	0. 15
木くず	0. 55	医薬品等（水銀使用製品）	0. 05
繊維くず	0. 12	体温計（水銀使用製品）	0. 28
動物性残さ	1. 00	血圧計（水銀使用製品）	0. 48
動物系固形不要物	1. 00	その他（水銀使用製品）	1. 00
ゴムくず	0. 52	廃自動車	1. 00
金属くず	1. 13	廃電気機械器具	1. 00
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1. 00	廃電地類	1. 00
コンクリートがら	1. 48	複合材（注 3）	1. 00
アスファルト・コンクリートがら	1. 48	感染性廃棄物	0. 30
鋳さい	1. 93	廃PCB等	1. 00
がれき類	1. 48	PCB汚染物	1. 00
動物のふん尿	1. 00	PCB処理物	1. 00
動物の死体	1. 00	廃水銀等	13. 57
ばいじん	1. 26	廃石綿等	0. 30
処分するために処理したもの（13号廃棄物）	1. 00	指定有害廃棄物	(注 2)
輸入された廃棄物	(注 2)	その他特別管理産業廃棄物	(注 2)

注 1）種類及び係数については、環境省通知（H18. 12. 27環廃産発第061227006号）及び（財）日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。

注 2）参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算すること。

注 3）複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分になっているもの。

注 4）この換算係数はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

注 5）「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれ上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

<表にない主な産業廃棄物の分類>

- ・ 混合廃棄物
 - 建設系であれば、建設混合廃棄物
 - 安定型5品目（廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）のみであれば、安定型混合廃棄物
 - それ以外のものが含まれる場合、管理型混合廃棄物
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
 - 産業廃棄物の種類の隣にかっこ書きで水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等と記載すること。
例：ばいじん （水銀含有）
- ・ 廃石膏ボード
 - ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 紙等の付着がある場合、管理型混合廃棄物
- ・ 蛍光灯
 - 廃電気機械器具
 - 水銀使用製品の場合
照明機器（水銀使用製品）

<重量（t）への換算例>

- ・ 廃プラスチック類 2 m³ → 0.7 t
[2 (m³) × 0.35 (t/m³) = 0.7 (t)]
- ・ 廃油 10 ℓ → 0.009t
[10 (ℓ) × 0.001 (m³/ℓ) × 0.9 (t/m³) = 0.009 t]
- ・ 感染性廃棄物 5 kg → 0.005 t
[5 (kg) × 0.001 (t/kg) = 0.005 (t)]

9 問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班または所轄の地域振興事務所にお問い合わせください。

◆◇◆関係問い合わせ先一覧◆◇◆

(1) 県庁（千葉市、船橋市、柏を除く県下全域）

名 称	電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班	043-223-2757	https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/

(2) 地域振興事務所

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 す る 市 町 村
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560	047-424-8093	市川市, 習志野市, 八千代市, 浦安市
	船橋市本町1-3-17エイス7階		
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560	047-361-2119	松戸市, 野田市, 流山市, 我 孫子市, 鎌ヶ谷市
	松戸市小根本7		
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503	043-483-1138	佐倉市, 成田市, 四街道市, 八 街市, 印西市, 白井市, 富里市 , 栄町, 酒々井町
	佐倉市竈木仲田町8-1		
香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502	0478-54-7505	香取市, 神崎町, 多古町, 東庄 町
	香取市佐原イ92-11		
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504	0479-64-2825	銚子市, 旭市, 匝瑺市
	旭市ニ1997-1		
山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006	0475-55-3862	東金市, 山武市, 大網白里市 , 九十九里町, 横芝光町, 芝 山町
	東金市東新宿1-11		
長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533	0475-26-6731	茂原市, 一宮町, 白子町, 長柄 町, 長南町, 睦沢町, 長生村
	茂原市茂原1102-1		
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212	0470-82-2451	勝浦市, いすみ市, 大多喜町 , 御宿町
	夷隅郡大多喜町猿稻472-2		
安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045	0470-22-8711	館山市, 鴨川市, 南房総市, 鋸南町
	館山市北条402-1		
君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520	0438-23-2285	木更津市, 君津市, 富津市, 袖 ヶ浦市
	木更津市貝渕3-13-34		

(3) 千葉市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局資源循環部 産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 - 1	043-245-5682

(4) 船橋市

名 称	所 在 地	電話番号
船橋市環境部廃棄物指導課	〒273-8501 船橋市湊町 2 - 1 0 - 2 5	047-436-3810

(5) 柏市

名 称	所 在 地	電話番号
柏市環境部産業廃棄物対策課	〒277-8505 柏市柏 5 - 1 0 - 1	04-7167-1696